

# 青森県報

号外第四十六号

平成十七年  
四月一日  
(金曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県営駐車場規則……………(都市計画課) …… 一

### 公 営 企 業

青森県公営企業局の組織等に関する規程の一部を改正する

規程……………(公営企業局) …… 一

青森県公営企業職員被服等貸与規程の一部を改正する規程 ( 同 ) …… 二

青森県公営企業職員公舎規程の一部を改正する規程……………( 同 ) …… 二

## 規 則

青森県営駐車場規則をここに公布する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十五号

青森県営駐車場規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県営駐車場条例(昭和五十九年三月青森県条例第五号)第八條及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青

森県条例第六号)第六條の規定に基づき、青森県営駐車場(以下「駐車場」という。)の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第二条 青森県指定管理者による公の施設の管理に關する条例第二条の規定により同條に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に駐車場の管理を行わせることとした場合は、指定管理者は、駐車場の施設、設備等の維持管理に關することその他駐車場の管理に關し必要な業務を行う。

(指定管理者に管理を行わせた場合の供用時間等)

第三条 青森県指定管理者による公の施設の管理に關する条例第二条の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせることとした場合の駐車場の供用時間等については、青森県営駐車場条例第三条の規定を準用する。

### 附 則

この規則は、青森県営駐車場条例の一部を改正する条例(平成十七年三月青森県条例第四十五号)附則ただし書に規定する日から施行する。

## 公 営 企 業

青森県公営企業局の組織等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第一条

青森県公営企業局の組織等に関する規程の一部を改正する規程

青森県公営企業局の組織等に関する規程(昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第四条工務課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第四第二十号中「青森県情報公開条例(平成十一年十二月青森県条例第五十五号)第十一条第一項の規定による行政文書の開示等の決定(第九条の規定に係るもの

を除く。)及び第十一条第二項の規定による行政文書の全部を開示しない旨の決定を「課長及び出先機関の長の専決事項に係る処分」に改め、第二十二号中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改め、「開示する旨の決定」の次に、「(第二十二条の規定に係るものに限る。)」を加え、「及び同条第二項の規定による個人情報の全部を開示しない旨の決定並びに第二十四条第一項の規定による個人情報の訂正等の決定に対する異議申し立てに対する決定」を削る。

別表第五第二十一号イ中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改め、「開示する旨の決定」の次に、「(第二十二条の規定に係るものを除く。)」を加え、「同条第二項」を「第十六条第三項」に改め、同号ロ中「第二十四条第一項」を「第二十九条第一項」に、「個人情報の訂正等の決定」を「保有個人情報の訂正をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の訂正をしない旨の決定」に改め、同号ハを次のとおり改める。

八 第三十五条第一項の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の利用停止をしない旨の決定に関すること。

別表第六第九号イ中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改め、「開示する旨の決定」の次に、「(第二十二条の規定に係るものを除く。)」を加え、「同条第二項」を「第十六条第三項」に改め、同号ロ中「第二十四条第一項」を「第二十九条第一項」に、「個人情報の訂正等の決定」を「保有個人情報の訂正をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の訂正をしない旨の決定」に改め、同号ハを次のとおり改める。

八 第三十五条第一項の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の決定及び同条第二項の規定による保有個人情報の利用停止をしない旨の決定に関すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

青森県公営企業職員被服等貸与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第一号

青森県公営企業職員被服等貸与規程の一部を改正する規程

青森県公営企業職員被服等貸与規程(昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一中事業所の現業に従事する職員(運転操作の業務に従事する職員及び保守職員を除く。)の項を削り、「及び事業所の事務に従事する職員(女子職員を除く。)」を削り、事業所の運転操作の業務に従事する職員及び保守職員の項中「運転操作の業務に従事する職員及び保守職員」を「技術関係職員」に、「アノラック」を「防寒衣」に改め、タイプライターの操作に従事する女子職員の項及び用務員の項を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

青森県公営企業職員公舎規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県公営企業管理規程第三号

青森県公営企業職員公舎規程の一部を改正する規程

青森県公営企業職員公舎規程(昭和四十二年四月青森県公営企業管理規程第七号)の一部を次のように改正する。

別表中「七千八百四十円」を「九千八百三十円」に、「八千四百十円」を「九千七百七十円」に、「七千五百円」を「六千三百三十円」に、「八千三百円」を「九千六百四十円」に、「七千九百六十円」を「九千二百四十円」に、「八千八十円」を「九千五百十円」に、「五千三十円」を「五千六百七十円」に、「九百四十円」を「九百三十円」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭